

モニター・バックカメラ 仕様書

1 目的

公用車での運転中の交通事故防止のため、後退時に車両後方を映し出すモニターとカメラを取り付ける。

2 対象車両

「別紙 1 取付車両一覧」の公用車 22 台とする。なお、車両の種類、車体形状、既設機器の設置状況等は車両ごとに異なるため、取付に当たっては各車両の状況を確認の上、適切な施工方法を選定すること。

3 内容

対象車両に、次の機器を設置すること。

- (1) バックカメラ
- (2) バックカメラ映像を表示するモニター
- (3) 上記機器の電源及び配線に必要な部品
- (4) その他、取付及び正常な作動に必要な部品

4 バックカメラ

- (1) 車両後部の車外に設置すること。
- (2) 後退時に車両後方及び周辺の状況を運転者が確認できるよう、適切な位置及び角度に調整すること。
- (3) 特にバック駐車時に車両後方の状況を十分に確認できるよう、カメラの撮影範囲及び取付角度を調整すること。
- (4) カメラの取付に当たっては、車両の使用状況を考慮し、脱落、破損、著しい汚れ等が生じないよう適切に固定すること。
- (5) ダンプトラック、軽トラック等については、土砂、泥、水しぶき、雨水等が直接かかるなど、一般的な乗用車と比較して厳しい環境で使用されることを考慮し、可能な限りこれらの影響を受けにくい位置に設置すること。
- (6) カメラ及び取付部については、車両の使用に支障がないよう十分な防水・防塵対策を講じること。

5 モニター

- (1) バックカメラの映像を確認できるモニターを設置すること。
- (2) モニターは、原則として運転席から確認しやすいインパネ上のダッシュボード上に設置すること。ただし、別紙1で番号51、52、53の3台は法令に違反しない限りルームミラー取り換えによる方法でも可とする。
- (3) モニターの取付位置及び方法については、運転者の前方視界を妨げないよう十分に配慮すること。
- (4) モニターを設置することにより、道路運送車両の保安基準その他関係法令等に抵触することのないよう、取付位置及び取付方法を選定すること。
- (5) 運転席からの視界、各種計器類及びスイッチ類の操作、エアバッグ等の安全装置の作動を妨げない位置に設置すること。
- (6) モニターは運転中に容易に脱落又は移動することのないよう、確実に固定すること。

6 電源

- (1) バックカメラ及びモニターの電源は、既設のドライブレコーダー、ETC 機器その他の既設機器と原則として共用しないこと。
- (2) 特に、既存のシガーソケット等に複数の機器を接続し、一つの電源から複数の機器へ給電する方法は避けること。
- (3) 車両に使用可能なシガーソケットがある場合は、原則として当該シガーソケットをバックカメラ及びモニター用の電源として使用すること。
- (4) シガーソケットが既に他の機器に使用されている場合は、ヒューズボックス等から適切に電源を取得すること。
- (5) 一方、ヒューズボックス等から電源を取得する場合であっても、既設機器の電源回路を共用するなど、既設機器の作動に影響を及ぼす方法は避けること。
- (6) 電源の取得及び配線については、車両の安全性及び既設機器の正常な作動を損なわないよう施工すること。
- (7) 配線は、運転操作、ペダル操作、乗降等の妨げとならないよう適切に処理し、必要に応じて配線を固定・保護すること。

7 取付及び配線

- (1) 機器及び配線は、車両の使用中に容易に外れたり、振動等により損傷したりすることのないよう確実に固定すること。
- (2) 車両の内外装及び既設機器を傷つけないよう施工すること。

- (3) 配線を車室内に引き込む場合は、雨水等が車内に侵入しないよう適切な処理を行うこと。
- (4) 車両の構造上やむを得ず既存部品を取り外す場合は、施工後に確実に復旧すること。
- (5) エアバッグ、センサーその他の安全装置の機能を妨げることをしないよう施工すること。

8 作動確認及び調整

取付完了後、次の事項について確認すること。

- (1) バックカメラの映像がモニターに正常に表示されること。
- (2) 後退時に後方の状況を適切に確認できること。
- (3) カメラの撮影範囲及び角度が適切であること。
- (4) モニターが運転席から確認しやすく、かつ前方視界を妨げていないこと。
- (5) 電源及び配線に異常がないこと。
- (6) 既設のドライブレコーダー、ETC 機器その他の車載機器が正常に作動すること。
- (7) その他、施工後の車両の運行に支障がないこと。

9 参考品目

使用する機器については、原則として本市が指定する下記の参考品目を使用すること。ただし、参考品目以外の機器を使用する場合は、事前に本市と協議の上、使用する機器のメーカー名、製品名、型式、主要な仕様等を明示し、本市の承認を得ること。なお、参考品目として指定していないが、ケーブルや取付キットなど取り付けに必要な部品は、機器が適切に作動すれば可とする。参考品目以外の機器を使用する場合であっても、本仕様書に定める機能及び性能を満たすものとする。

別紙 1 の番号	番号 51、52、53	左記以外の車両
モニター	クラリオン CJ-7800R 画面の大きさ 7 インチ	データシステム SSM-W5.2-II 画面の大きさ 5 インチ
バックカメラ	クラリオン CC-7202A 防水 IPX9K 相当	パイオニア ND-BC9 防水 車外の取り付けでも問題なく作動すること
備考	ルームミラー部分の取付も可	

1 0 法令等の遵守

施工に当たっては、道路運送車両法、道路運送車両の保安基準その他関係法令及び基準を遵守すること。また、機器の取付によって車両の安全性を損なうことのないよう十分に配慮すること。

1 1 その他

- (1) 施工に当たっては、事前に対象車両の状態及び既設機器の取付状況を確認すること。
- (2) 車両ごとに最適な取付位置、電源取得方法及び配線方法を選定すること。
- (3) 施工上疑義が生じた場合は、事前に本市担当者と協議すること。
- (4) 施工に必要な機器、部品、配線材料、取付金具その他の部材は、特に指定がない限り受注者が用意すること。
- (5) 施工完了後、各車両についてバックカメラ及びモニターが正常に作動することを確認した上で引き渡すこと。
- (6) 本入札に参加するため、担当課に事前連絡のもと入札前に車両の現物確認は可とする。ただし、確認は開庁日（近江八幡市の休日を定める条例（平成22年3月21日施行条例第2号）に規定する休日を除く日）の午前9時00分から午後4時45分までに行うこと。

別紙1 取付車両一覧

番号	メーカー名	車名	型式	車種	登録番号	既設装備
1	スズキ	アルト	5BA-HA36S	軽乗用	581の4912	ドライブレコーダー
2	スズキ	アルト	5BA-HA36S	軽乗用	581の1004	ドライブレコーダー
3	ダイハツ	ミライース	5BA-LA350S	軽乗用	581と6639	ドライブレコーダー
4	ダイハツ	ミライース	5BA-LA350S	軽乗用	581と6640	ドライブレコーダー
5	スズキ	アルト	DBA-HA36S	軽乗用	581た8070	ドライブレコーダー
6	ダイハツ	ミライース	DBA-LA300S	軽乗用	581く9922	ドライブレコーダー
12	スズキ	エブリィ	HBD-DA17V	軽貨物	480つ431	ETC ドライブレコーダー
13	ダイハツ	ハイゼット	HBD-S321V	軽貨物	480つ369	ドライブレコーダー
14	スズキ	エブリィ	HBD-DA17V	軽貨物	480そ3824	ドライブレコーダー
15	スズキ	エブリィ	HBD-DA17V	軽貨物	480せ2799	ドライブレコーダー
21	スズキ	エブリィ	HBD-DA17V	軽貨物	480つ432	拡声器 ドライブレコーダー
22	スズキ	エブリィ	HBD-DA17V	軽貨物	480て5621	拡声器・ETC ドライブレコーダー
23	スズキ	エブリィ	HBD-DA17V	軽貨物	480ち590	防災無線・拡声器 ドライブレコーダー
24	スズキ	エブリィ	HBD-DA17V	軽貨物	480ち589	拡声器 ドライブレコーダー
39	トヨタ	プロボックス	5BE-NSP160V	小型貨物	400て957	拡声器・ETC ドライブレコーダー
40	日産	ADバン	DBF-VY12	小型貨物	400ち9362	ETC ドライブレコーダー
51	トヨタ	ダイナ	2RG-XZC600D	小型貨物ダンプ	400て4230	ドライブレコーダー
52	三菱	キャンター	2RG-FBA30	小型貨物ダンプ	400つ9200	ドライブレコーダー
53	スズキ	キャリィ	EBD-DA16T	軽貨物トラック	480そ3825	ドライブレコーダー
EV03	日産	サクラ	ZAA-B6AW	軽乗用	581ま5607	ドライブレコーダー
EV07	三菱	ミニキャブEV	ZAB-U69V	軽貨物	480に5773	ドライブレコーダー
EV08	三菱	ミニキャブEV	ZAB-U69V	軽貨物	480に5774	ドライブレコーダー